

清代珠江デルタの地域社会 —— 香山県のばあい (上) ——

西 川 喜久子 *

Local Societies in the Pearl River Delta during the Qing (清) Period
— A Study of Xiangshan-xian (香山県) I —

Kikuko Nishikawa *

Received October 30, 1998

はじめに

I 香山県の沿革

- (1) 県域
- (2) 行政区画・組織
- (3) 墟市・書院

II 地域経済

- (1) 概況
- (2) 沙田
 - (i) 東海十六沙
 - (ii) 西海十八沙

III 宗族と郷紳

- (1) 概況

はじめに

集権的王朝体制下の中国においては、国家権力の末端——県以下の行政機構は不備であり、皇帝の支配は地域社会にまで浸透し得ず、地域社会の秩序は、その基礎単位をなす村落や宗族などの組織によって自治的に維持されていたとされる。本稿は、県レベルの地方権力が県内の地域社会とどのように関わっていたか、郷紳や耆老など地域社会の指導層と地方権力・国家権力との関係、また地域社会相互の関係はどうなっていたのか、という問題関心から、香山県を対象として、珠江デルタの地域社会の実態を解明しようとするものである。^①

珠江デルタの諸県では、県域と並んで抜群の豊かさを誇る商業・手工業・文化の中心地がい

* 外国語学部
Faculty of Foreign Languages

くつか形成されているのが普通である。たとえば、南海県の佛山・九江、順徳県の龍江・龍山・容奇・桂洲、新会県の江門・外海・潮連などのように。これら各県の県内先進地域に関しては、『郷志』が残されている等、史料的にやや恵まれていることもあって、従来、論及されることが比較的多かった。しかし、国家権力と地域社会との関わりを問題にする場合、地方行政組織の末端単位は県であるから、一県全体を視野に入れ、県内各地域——都或いは村レベル——の相互関係を有機的総合的に把握した上で、地方権力・国家権力との関係を考察する必要があるのではなからうか。

香山県の地方志には、明嘉靖・清康熙・乾隆・道光・光緒各時期編纂の『香山県志』、民国12年刊『香山県志統編』及び『香山県郷土志』^②がある。以下、各時期の『香山県志』は嘉靖『県志』の如く、『香山県志統編』は民国『統志』、『香山県郷土志』は『郷土志』と略記する。

I 香山県の沿革

(1) 県域

香山県は珠江デルタのなかでも下流デルタの中央部に位置し、もとは宝安县の一部であった。唐至徳二年(757)に宝安县を東莞県と改称し、県西南部の香山島(五桂山・鳳凰山とその周囲)に文順郷を設け、郷治の濠潭(現珠海市山場)に香山鎮をおいた。以後香山鎮は文順郷全体を指す呼称になったというが、この頃香山鎮は、まだ伶仃洋上の孤島であった。香山の名は五桂山の花の香りに由来するという。南宋紹興二十二年(1152)、香山鎮は東莞県から独立して香山県に昇格、あわせて東莞・番禺・南海・新会4県の島々を割いてその領域に加え、広州府の所屬となった。当時なお香山県は、数群の島々から成っており、県域は香山島の北端、石岐におかれた。即ち、立県当初香山県の主領域は五桂山と鳳凰山がその大部分を占める孤島香山島で、島の北部の石岐に県域が築かれた。その西北に新会・南海両県から割いた小欖・大欖・海洲・曹歩などの島々が、東北に番禺・東莞両県から割いた大黃圃・小黃圃・潭洲などの島々が海を隔てて点在しているという形勢であった。

明初の頃(14世紀後半～15世紀前半)、県の主領域をなす香山島周辺には沙田がまだほとんど形成されておらず、住民は山麓に集住し、主として塩業と漁業で生計をたてていた。一方、西北の小欖一帯はすでに平野と化し、その東南には肥沃な沙田——西海十八沙が形成されており、一部の沙田が有力な宗族の所有地になっていた。東北の大黃圃一帯の陸地化は少し遅れ、その東南に広がる東海十六沙は一部が海面に露出し始めていたのを除き、大部分がまだ浅瀬に沈んでいた。しかし明～清の間に東海十六沙もあいついで陸地化し、西海十八沙とあわせて広大な沖積平野が形成されて各島々を連結、順徳・南海の両県ともつながった。1925年、香山県出身の孫中山を記念して県名を中山県と改め、1983年、中山市に昇格した。^③

(2) 行政区画・組織

次に県以下の行政区画・組織をみておくと、表1にあるとおり、立県当初、香山県には10の郷が置かれた。このうち、仁厚郷から長安郷までの7郷は東莞県に属していた地域で、潮居郷は新会県から、寧安郷は南海県から、古海郷は番禺県及び東莞県から、それぞれ割いて加えられた地域である。

表1 香山県都名表

宋 紹興22年	明 洪武14年	道光年間	光緒年間	県城からの距離	備考
仁厚郷	仁厚坊 良字都	仁厚坊 良字都	仁良都		
徳慶郷	龍眼都	隆 都	隆 鎮	西10里	
永楽郷	得能都	得能都	東 鎮	東10里	
長楽郷	四字都	四字都	東 鎮	東南30~50里	
永寧郷	大字都	大字都	東 鎮	東南40~50里	
豊楽郷	谷字都	谷字都	谷 鎮	南60里	
長安郷	恭常都	恭常都	上恭鎮 下恭鎮	東南80~120里	
潮居郷	黄梁都	黄梁都	黄梁鎮	西南110里	原, 新会県属
寧安郷	大欖都	大欖都	欖 鎮	西北70里	原, 南海県属
古海郷	黄旗都	黄旗都	黄旗都	北80里	原, 番禺・東莞両県属

各時期の『県志』, 輿地, 都里・民国『統志』, 卷一, 図・『広東図説』に基づいて作成。

明洪武十四年(1381), 里甲制施行にあわせて「郷」制を「都」制に改めて, 新たな都名が定められ, 各都ごとに2~4(龍眼都のみ9)の図(里)が設けられた。また, 県城に典史・県丞・主簿が, 大欖都の旧香山寨に大欖巡検司(香山司)が, 黄旗都小黄圃に黄圃巡検司がおかれ, 最南端の恭常都山場には香山場(宋の金斗場)塩課司がおかれた(表2参照)。この時定められた都名は龍眼都が隆都と改称されたのを除き, 清末光緒年間に都の多くを改めて鎮とし, 表1の如く合併, 分割, 改称されるまで維持されたようである。^④各都内の街村(行政村)数は, 多くの都で倍以上——最も劇的に増加したのは黄梁都で17村から194村——に増えている。村落数の増加は定住人口の増加を反映していると考えられるから, 黄梁都において特に急激な定住人口の増加があったことを示している。一方, 人口急増にもかかわらず税糧徴収単位である図の数は, 得能都・大欖都などを除きほとんど増加していない。片山剛氏の研究によれば, 香山県においては道光期以前, すでに図内十甲の結合は失われており, 各甲が個別かつ直接, 各都に一人配置された図差(県衙門の衙役)に税糧を納入するようになっていた, 即ち, 図の税糧徴収機構としての実質は消滅していた, というから^⑤, 道光期の図数は, 実質的には各都に配置された図差の人数を示していることになろう。

清代に入ると, 黄梁都の斗門墟と恭常都の淇澳堡にそれぞれ巡検司がおかれ, また, 大欖・黄圃・黄梁の3司にそれぞれ巡船2隻が配備された(乾隆二年・1737)。県城から100里前後離れ, 地方権力の空白地帯となっていた黄梁都と恭常都に巡検司をおくことによって, 香山県地方権力はようやく県内全域を把握する体制となった。典史・県丞・主簿・巡検などは, 知県の補助機関とされ, 典史は未入流, 県丞は正八品, 主簿は正九品, 巡検は従九品の職官であり, 県以下の統治を分掌している。しかし, その職責は明確でない。巡検は, 「捕盜ノ事ヲ掌ル」(『清国行政法』)とされているが, つぎにみるように, 巡検が首唱して書院を建設している例があり, その職務内容は治安維持に限らなかったようである。

明代, 嘉靖『県志』卷一, 風土志, 坊都によれば, このほかに, 嘉靖元年(1522), 番禺都(図数1)・新会都(図数3)・順徳都(図数5)の3都が設けられた。これは番禺・南海・新会・順徳4県の業戸の所有地が香山県内各都に分散しており, 4県の業戸はそれぞれ, その

表2 香川県行政区画・組織

巡検等	設立時期等	所在地	管轄範囲				本稿関連街村	
			坊都	図数		街村数		
典史	明洪武年間	県城	仁厚坊 (県城)	2	2	34	66	麻洲街・紫里・岐陽里・石岐墟
			良字都	4	6	18	37	員山・長洲・港口
			隆 都	9	6	27	58	象角・岡背・大涌
			得能都	3	6	24	44	濠頭・沙辺・小鰲溪
			四字都	2	2	14	18	大車
			大字都	2	2	15	28	翠亨
			谷字都	2	3	15	40	平嵐・雍陌
大攬司巡検 (香山司)	〃	大攬都 (旧香山寨)	大攬都	2	4	2	5	大攬・小攬・古鎮・海洲・曹歩
黄圃司巡検	〃	小黄圃	黄旗都	4	5	5	12	大黃圃・小黄圃・潭洲
黄梁司巡検	清雍正9年	斗門墟 (黄梁土城)	黄梁都	2	2	17	194	乾霧・三竈・濠涌・高瀾
淇澳司巡検	〃乾隆34年	淇澳堡	四字都				1	
			大字都				5	南崩・崖口
			恭常都	3	3	22	25	上柵・下柵・唐家・淇澳
県丞	明洪武年間	県城→ 前山寨 →望廈	恭常都				55	翠微・南屏・山場・前山・長沙墟・澳門・望廈
主簿	〃 嘉靖 年間に廃止	県城						
香山場塩課 司大使	明洪武年間	山場→三竈						
河泊所官	〃	県城外						

主として道光『県志』巻二，輿地下，都里，及び同書巻二，建置，公署に基づき、『広東図説』（同治年間刊行）他，各時期の『県志』を参照して作成。図数・街村数欄の左欄は明嘉靖年間（嘉靖『県志』巻一，風土志，坊都）の，右欄は道光年間のもの。黄梁司巡検と淇澳司巡検は県城に僑寓している。

所有地がある香川県各都のいずれかの図（里）に付籍して税糧を納め，里甲の役に服することになっていたのに，4県の大業戸は勢力を恃んで税役をのがれ，そのぶん香川県各都の里甲に重い負担がかかったため，上記の3都を別に設け——都は普通，都域を有しているが，このばあい都域は現実にはない——そのもとに計9の図（里）を開設して4県の業戸に税役を負担させようとしたものである。しかし，「後其里甲相党，無一名赴県着役」，即ち，これら他県籍の業戸たちは，ぐるになって誰も香県県の里甲の役にはつかなかった。嘉靖『県志』は，このように他県籍の業戸＝寄荘戸のために特別の都・図（里）を設けたことについて，「蓋天下郡邑所無也」と記しているが，このようなことが生じたそもそもの原因は香川県立県の由来にある，と考えられる。立県当時県城が置かれ，香県県の主領域をなしていた香山島は，その大部分が五桂山と鳳凰山によって占められており，人々はその山麓に拠って塩業や漁業に従事していた。これに，もともと番禺・南海・新会各県に所属していた島々を割いて加えたのであり，これらの島々＝沙州は，既に各県に居住する宗族や業戸によって開発の先鞭がつけられていたから，香川県は，最初から県域内に他県業戸の所有地を抱え込んでいたわけである。なお，このなかに順徳県が含まれていないのは，香川県立県当時，順徳県はまだ存在しなかったためである。^⑥

川勝守氏が、嘉靖『県志』巻二、民物志、田賦の嘉靖二十一年（1542）の統計によって計算した結果によると、香山県全県の田地山塘総面積は約5857頃、秋糧総額は約22700石あり、その内、順徳県寄荘戸の税額が19.6%、同じく新会県が11.6%、番禺・南海両県があわせて4.4%となっており、4県を合計すると35.6%となり、これをそのまま田地にスライドすると、全県耕地の4割近くが他県業戸の所有地となり、香山県に入るべき税額の35.6%が他県業戸に依存していたことがわかる。^⑦香山県地方権力は、当初から、土地に対する支配権・徴税権の行使を大きく制約されていた、といえよう。

なお、澳門は香山県立県当時からその境域内にあったが、明嘉靖年間（1522～1566）以来、ポルトガル人が居住するようになり、明朝は前山寨を設置して官兵を駐留させた。清代にはいり、澳門を専管させるため、それまで県城に駐在していた香山県丞を先ず前山寨に（雍正八年・1730）、ついで澳門北部の望厦村に（乾隆八年・1743）、移駐させた。さらに翌年から清朝は、軍事・行政・司法など広い権限を有する澳門海防軍民同知を前山寨に駐在させて、香山県丞をその管轄下に入れ、澳門管理を強化したが、道光二十九年（1849）、ポルトガルは望厦村を含む澳門半島を占領、光緒十三年（1887）、澳門はポルトガルに割譲された。^⑧

（3）墟市・書院

珠江デルタの一般的趨勢として、清代中期＝乾隆・嘉慶期（1736～1820）に商品経済が大きく発展し墟（圩）市が著しく増加したことは、すでに指摘されているとおりであり、香山県もその例外ではない。^⑨

表3に示したとおり、香山県における墟市は、乾隆『県志』編纂時（1750）まで10前後で推移しているが、道光『県志』編纂時（1828）には32に増えている。^⑩とはいえこの数は、南海・番禺・順徳・新会などの諸県とくらべると格段に少ない。また、同時期に、南海県の佛山・順徳県の陳村・新会県の江門・東莞県の石龍など、デルタ各県にはそれぞれ県内物資の一大集散地——商業重鎮が形成されていたが、香山県にはそれが欠けていた。都のレベルでみると、良字・得能両都は墟市が皆無であり、四字・黄旗両都もそれぞれ、光緒期（1875～1908）・道光期（1821～1850）まで墟市が形成されていない。大字・谷字・恭常の3都は、清末に至るまでほぼ各時期1～3の墟市を有している。そのうち大字都は、明代から清末まで500年以上にわたってただひとつの墟＝南朗墟が都内の全市場を独占する形で続いており、谷字都は平嵐墟・雍陌墟、恭常都は下柵墟・長沙墟が清初から清末までほぼ独占的な地位を維持している。乾隆・嘉慶期（1736～1820）にあらたに生まれた墟市の大部分は、県城（仁厚坊）と大欖都に集中しており、これについて、乾隆期まで墟市が皆無であった黄旗都に2、同じく斗門墟ひとつしかなかった黄梁都に6の墟市が生まれている。即ち、道光期以降の墟市の急増という変化は県城と県北部の沙田地帯大欖都・黄旗都および最南端の黄梁都にほぼ限定されており、これ以外の地域は、墟市の数という点から見る限り道光期以降もほとんど変化がない。

次に、香山県における書院・社学・義学の沿革をたどってみる（表4参照）。嘉靖『県志』巻四、教化志、社学には県城内に「社学大館」、県城内外に東門・東隅・蓮峯の3社学が設けられているとあるが、康熙『県志』にはその記載がなく、乾隆『県志』に豊山書院が登場する。豊山書院は、乾隆十三～十五年（1748～1750）に、知県が鉄城義学（康熙三十一年・1692創設）を増改修して豊山書院と名を改めたもので、その経費には歴代の知県が支給した田産からあが

表3 墟市一覧

	嘉靖『県志』	康熙『県志』	乾隆『県志』	道光『県志』	光緒『県志』
仁厚坊	南門市・所前市・塹頭市・東門	南門市・教場石岐市	石岐・沙岡	県前街・西(=南門)・新墟・大社壇・沙園・朔関・万安街・大井頭・上基(以上市)石岐・沙岡	道光『県志』と同じ。
良字都					
隆都	坑口・山仔	坑口・山仔	坑口	沙溪	沙溪
得能都					
四字都					攪辺
大字都	南嶺	南嶺	南嶺	南嶺	南嶺
谷字都	水墩	平嵐・雍陌	平嵐・雍陌	平嵐・雍陌・墟仔市	平嵐・雍陌・墟仔市(烏石・茅湾)
恭常都		下柵・長沙・翠眉市	下柵・長沙	下柵・長沙	下柵・長沙
黄梁都	斗門		斗門	斗門・沙壟	斗門・沙壟・南文(=大涌)・荔山・五堡・大赤坎・(石咀)
大攪都		行流市	行流市	行流・聚源・雞鴨・廻瀾・泰寧・三角・大攪(以上市)布行・下基・古鎮	道光『県志』と同じ。
黄旗都				南鎮市・崗頭市	南鎮市・崗頭市(潭洲沙崗)
墟市数	9	12	10	32	37

各時期の『県志』輿地、墟市の項に基づいて作成。注記なく「市」を付していないのはすべて墟。光緒『県志』の欄で()に入れてあるのは、民国『続志』巻二、輿地、墟市に、光緒『県志』編纂以後新設されたものとして付記されているもの。

る田租があてられた。田産のうち最大のものは、乾隆八年(1743)に取得した芙蓉沙の沙田10頃で、その他、概して零細な多数の田地を加えて計23頃ほどになる。^⑩これに続いて乾隆九年、大攪都古鎮に景行書院、同十四年、大攪都小攪に攪山書院、同十九年、黄旗都の大黃圃と小黃圃に麓山書院と旗山書院、同二十一年、谷字都の平嵐と雍陌に桂山書院と東山書院、翌二十二年、恭常都の翠微・前山寨・下柵墟にそれぞれ鳳池・鳳山・金山の3書院、さらに二十三年、隆都の坑口墟に龍山書院が、いずれも知県の首唱によって設立される。この後、乾隆末以降大字都・黄梁都・四字都などにも書院・社学が設立されるが、これらは「郷人」ないし「郷紳」の設立になるものが多い。劉伯驥『廣東書院制度』(中華叢書編審委員会、1958)によれば、清朝は初め書院の設立を禁止したが、雍正から乾隆初年にかけて、人材養成機関として書院の設立を奨励する方針に転換した。その結果、乾隆以後、書院の創設が相次ぎ、書院の性格も科挙受験のための教育機関という側面が強まった。また、雍正・乾隆期(1723~1795)は「官立」が多かったのに対し、咸豊・同治(1851~1874)以後は「私立」の書院が増加した、としており、この趨勢は香山県にもあてはまる。この他、道光七年(1827)、県城と小攪にそれぞれ崇義祠と梯雲義学が建設されているが、その実態と書院・義学等が果たした社会的機能については、後に改めて考察することにした。

表4 書院一覧

書院名	設立地		設立時期	設立首唱者	公産概数
	都	村落等			
豊山書院	県城		康熙31年	知県	23頃余
景行 〃	大欖	古鎮	乾隆9年	「里人」	
欖山 〃	〃	小欖	〃 14年	知県首唱 「郷人」捐建	芙蓉沙等15頃鴨埠3ヵ所
鼇山 〃	黄旗	大黃圃	〃 19年	知県	118畝
旗山 〃	〃	小黃圃	〃	〃	浪傘沙田400畝
桂山 〃	谷字	平嵐	〃 21年	〃	530畝。道光8年現在消滅
東山 〃	〃	雍陌 →東堡	〃	〃	400畝。道光8年現在消滅。
鳳池 〃	恭常	翠微	〃 22年	〃	水坦100畝→潮田40畝
鳳山 〃	〃	前山寨	〃	〃	500畝
金山 〃	〃	下柵墟	〃	〃	70畝
龍山 〃	隆都	坑口墟 →豪免	〃 23年	〃	40畝。公金から毎年銀100円を支出。
黄梁都郷学	黄梁	土城内	〃 28年		
崑山社学	大欖	海洲	〃 43年	生員等が移築	
古鎮社学	〃	古鎮	〃 51年	「郷人」	巡撫が官坦を、知県が鴨埠を撥歸。
雲衢書院	大字	南筋墟	嘉慶13年	四字大字両都公建	知県が長豊圃の魚利を撥歸。
潭山 〃	黄旗	潭洲	〃 20年	「郷人」	
悦山 〃	〃	黄角	〃 21年	知県	300畝
三山 〃	黄梁	三竈	〃 23年	「郷人」	150畝
澄瀾 〃	〃	土城外	道光2年	黄梁司巡検首唱 紳士捐建	500畝
天衢 〃	〃	龍帰寺前	〃 3年	〃	
曹溪 〃	大欖	曹歩			
佑賢 〃	〃	小欖	〃 9年		
潭洲義学	黄旗	潭洲	咸豊2年	「郷紳」	
鳳岡郷学	黄梁		〃 8年	〃	
卓山書院	隆都	大涌・大嵐	同治元年	〃	
萃華書塾	恭常	那洲東塾	〃 3年	邱・容等8姓同建	
煙洲書院	良字	長洲	〃 12年	「郷紳」	
欖江義学	四字	欖刃墟	〃	〃	
毓秀書院	大字	石門	〃 13年	〃	
東翹義学	四字	小隱	光緒7年	〃	

道光『県志』巻二、建置、学校、及び光緒『県志』巻六、建置、学校・同書巻七、経政、学制に基づいて作成。

II 地域経済

(1) 概況

香山県住民の生業について、嘉靖『県志』卷一、風俗は、

惟事農圃不務工商，土曠人稀，生理鮮少，家無百金，取給山海田園。貧者佃富人之田，服其力役曰入倩，謂田主曰使頭，自称曰田客。其後反以佃戶之首為使頭，以別於田主。織縫貿販東莞之民也，耕獲版築新会之民也，斧斤木石順徳之民也，皆顧（僱）覓為之，無務工商者。

と記しており、香山県は人口が希薄で、県民は専ら農業に従事しており、紡織や土木、商販などは隣県の東莞・新会・順徳の人を雇ってやらせている、という。^⑫康熙『県志』はこの記述をほとんどそのまま引いている。乾隆『県志』もほぼこれを踏襲しているが、ただ「土曠人稀，生理鮮少，家無百金」の部分が、「昔則土曠人稀，生計全無，今則民繁地瘠，家鮮餘資」と変わっており、最後の「無務工商者」の5文字が削除されている。これは清初から清中期の間に香山県でも人口が増加したこと、工商業がある程度発達したことを示している。道光『県志』の風俗についての記述は極めて簡略で、顕著な変化を示す記述はみられない。光緒『県志』になると、卷五、輿地下、風俗に

邑惟南郷人多商於外，餘則專恃田産。邑城富者置田，貿易非所長。村落小民概業於耕。故農傷則举邑疲弊。……

とあって、県南部の人々の多くが省外・海外に出て商業に従事しているという記述が初めてあらわれるが、しかし香山県全体としては、光緒期になってもなお専ら田産に恃む状況にあったことがうかがえる。

上流デルタに位置し、開発の歴史が古い南海・順徳（立県は香山県より遅いがもともと南海・新会両県に属していた）などに対し、後発の香山県は、次に見るように西海十八沙・東海十六沙という広大かつ肥沃な沙田地帯を有しながら、その県等は長期にわたり「下等県」に属していた。南海・順徳などの上流デルタ地帯では、明代すでに稻田の「果基魚塘」「桑基魚塘」への転換が始まり、清代乾隆・嘉慶期（1736～1820）以後、養蚕製糸業の興隆と歩調をあわせて稻田の「桑基魚塘」化が一段と進行した。^⑬南海県九江堡では、道光期（1821～1850）になると「境内有桑塘無稻田」という状況になり、これに伴って「香山新会産米之区」が上流「桑基魚塘」地帯への米穀供給地として位置づけられることになったのである。^⑭道光『県志』卷二、輿地下、物産に

絲小欖黄圃諸郷養蚕抽繭售於各處，不自織也。

とあり、香山県でも道光期には小欖・黄圃などで養蚕・製糸が行われていたが、『農業志』によると、咸豊年間（1851～1861）以前は香山県の耕地の大部分が稻田で、小欖でも「桑基魚塘」は僅かであった、という。咸豊・同治から光緒期にかけて（19世紀後半）広東製糸業は飛躍的に発展する。^⑮『郷土志』卷十四、物産、に

絲繭小欖黄圃諸郷素多。古鎮曹歩業之不過三十年，頗得利。……邑紳鄭藻如嘗倡辦此業於濠頭港口。今濠頭已無，港口尚有之，然不能旺。

とあり、同書、卷十五、商務、に

欖都繭市歳入百余万両，黄圃繭市獲利亦豊。

とあって、以前から製糸業が行われていた大欖都小欖・黄旗都黄圃における繭市の盛況に加え、30年前即ち光緒年間（1875～1908）から古鎮・曹歩（共に大欖都）でも製糸業が興ったこと、また鄭藻如が濠頭（得能都）と港口（良字都）で製糸業を興したが、あまり発展しなかったことなどを伝えている。鄭藻如は濠頭の人で、咸豊元年（1851）の挙人、洋務派官僚である。民国『県志』巻十一、列伝、に

致仕家居，以邑中蚕桑棉茶之利未溥，購種散給居民，教以飼畜種植諸法。本邑之有実業，藻如称先導焉。

とあり、退官後、郷里で実業振興を試みたことがわかる。（鄭藻如については後出）

『農業志』によると、香山県でも糸価高騰の刺激を受けてようやく稻田の基塘への転換が進んだが、「種桑」が中心で「養魚」は重視されなかった、という。

蚕桑業以外では、道光『県志』巻二、輿地下、物産に、

綿布 郷人種吉貝棉花，織成白氎，南蒔各郷為之，号南蒔機。

麻布 婦女績麻雙絲細縷織成者号家機，自服不以售人。……其良字・得能・四大都所織較粗，售於各處，号放機，小欖所織較細密，号小欖機，古鎮所織青紗，号古鎮機。

とある。光緒『県志』は、道光『県志』の叙述をそのまま引いているが、『郷土志』巻十四、物産は、「綿布……号南蒔機」の後に、「頗通行。近日谷都大布村，有購機設廠仿製東洋布」と続け、「麻布……号小欖機」の後に、「有運售南洋者」と続けており、清末には大字都南蒔が綿布の、良字・得能・四字・大字の各都と大欖都の小欖・古鎮などが麻布の産地として知られていたこと、とくに小欖の麻布は南洋＝東南アジアに輸出されていたことがわかる。しかし、香山県では、新会県における葵扇業のような、全国的市場を有する特産品はなかった。

（2）沙田

（i）東海十六沙

東海十六沙は黄旗都に属し、県城石岐の東北部に広がる沙田地帯を指す。16の大きな沙坦とその子沙からなり、西は大欖都の西海十八沙、北は順徳県の桂洲・容奇両堡と境を接している。^⑩面積は嘉慶期（19世紀初）に2100余頃、民国初期（20世紀初）には4600余頃となった。道光五年（1825）現在の全県耕地面積が12387頃^⑪であるから、当時すでにそのうちの16%強が東海十六沙（子沙を含む。以下同じ）にあったことになる。

『農業志』によると、東海十六沙がほぼ陸地化したのは明末の頃（16世紀後半～17世紀前半）である。明代から清初にかけて番禺・南海・新会・順徳など各県の宗族や業戸が東海沙田の取得、造成にのりだしていた。前述のとおり香山県的全耕地の4割近くが他県業戸の所有地であったが、その多くが東海沙田にあったと推定される。ただこのころの沙田は、ある程度沙坦の陸地化が進むのを待って造成したから、沙田増加の速度は比較的緩慢であった。また、陸地化したといっても当時の沙田は一般的に「潮田」であり、「毎日潮長，則田在水中」という状態であったから、東海十六沙北部の地勢のやや高い大黃圃・小黃圃・潭洲などを除き、東海十六沙への農民の定住、村落の形成は遅れ、嘉靖『県志』・康熙『県志』ともに黄旗都内の村は大黃圃・小黃圃・潭洲・古鎮・黄旗角の5村のみ、乾隆『県志』では古鎮が大欖都に移されているので4村しか挙がっていない。しかし、道光『県志』になると古鎮も加えて計12村、光緒『県志』では14村挙がっており、乾隆・嘉慶期（1736～1820）に東海十六沙全域に多くの村落が成

立したことがわかる。さらに民国元年（1912）刊『東海十六沙紀実』（以下『紀実』と略記）になると、

東海沙所、除原有之十五村郷外、其余各沙因農成村因村成市、已成村場者数十沙、已成墟市者十余沙。其墟市之最大者為坡頭沙之南頭墟・浮墟沙之浮墟市・牛角沙之抱沙墟・白鯉沙之沙欄墟・大鱈沙之大鱈墟、均摩肩接踵、攘往熙來。其村場亦雲連櫛比、大有成都成邑之勢。

とあって、光緒から民国初にかけて村落があらたに数十沙で成立し、墟市も乾隆『県志』編纂当時まで皆無であったのが、道光『県志』では2、民国初期には10余に増加、規模も大きく膨れ上がった様子がかがえる。以上のように、東海十六沙の沙田開発は明代から始まっていたが、村落として発展し始めるのは、乾隆期以降のことである。

ところで沙田は、一般に集落から離れており、監視の目が届かないので警備の手段を講じる必要があった。このため『紀実』によれば、康熙十二年（1673）、大黃圃の「耆民」劉本銘・何皆・孔興発らが首唱して沙夫を設けることにし、知県の批准を得、沙牌の発給を受けた。さらに同五十一年、大黃圃の嚴晋蕃・王其恭、小黃圃の林遠祥、潭洲の楊保泰らが東海十六沙および付近各沙の農民を糾合して捕費を徴収し、「設勇護沙」することを決め、知県を経て両広総督の批准を得た、という。

民国『県志』卷三、輿地、氏族によると、清初に大黃圃・小黃圃・潭洲に定住していたと推定される族姓は、大黃圃の劉（異宗の3族）・何（同じく2族）・孔・王、潭洲の梁（同じく3族）・楊（同じく2族）等、20を超える。そしてこれら20数族は清末までその地に住み続けた。康熙年間（1662～1722）に沙夫・沙勇創設を主導したという大黃圃の劉・何・孔・嚴・王、小黃圃の林、潭洲の楊のうち、大黃圃の嚴と小黃圃の林の2姓はこの20数族中に含まれていないが、小黃圃の林については、明初に小黃圃から林姓の挙人が出ており、道光『県志』編纂に際しての簽助者名簿にも2名林姓の名（資格は職員と監生）がみえるから、清初の小黃圃にも林族はいたのであろう。つまり清初の頃、黄旗都内の沙田のうち、大黃圃・小黃圃・潭洲などの村落周辺の沙田の警備は、これら村落にすでに定住していた20数族が、劉姓・林姓・楊姓らの「耆民」主導のもとに共同して沙夫や沙勇を雇って行っていた。おそらくこれら沙田の規模はさほど大きくはなかったであろう。一方、村落から遠く離れ、他県や他地域の業戸が所有する沙田では、各沙ごとに業戸が共同で沙夫頭を募り、沙夫頭が船と武器を備え、配下の沙夫を雇って警備にあたった。『紀実』によれば、香山県は康熙十二年（1673）から沙牌の発給を始めたとあり、順徳県の大業戸龍廷槐も「擬照舊雇募守沙議」に、康熙年間から沙夫は各沙ごとに大業戸が選任して香山県から印牌の発給を受け、牌規を上納するようになった、と記しているから、清初康熙年間以降、東海沙田の警備に香山県当局が介入するようになったことは確かなようで、これによって香山県は多額の牌規銀を確保したわけである。業戸の側からいうと、東海十六沙の沙夫選任権と沙牌業務は結局、嘉慶八年（1803）以降、順徳県容奇・桂洲両堡の紳士＝容桂紳士によって独占されることとなり、さらに咸豊八年（1858）に開設された順徳団練総局の付設機関である東海護沙局に引き継がれた。

旧稿では、なぜ順徳県の容桂紳士、ついで大良紳士（順徳県の県城所在地大良堡の紳士）が東海十六沙の支配権を掌握し得たか、という観点から分析を試みたが、本稿では逆に、なぜ香山県の業戸・宗族・紳士たちは自県の領域である東海十六沙の支配権を隣県の紳士に奪われた

か、という観点から考えてみたい。ただこれは、本稿の主題そのものに関わる問題でもあるので、一応の結論は後に述べることにし、ここでは、大黃圃・小黃圃・潭洲は、定住の歴史が古いにも拘らず、清初から嘉慶期（1796～1820）に至るまで紳士はほとんど出ていない——大黃圃からは乾隆五十三年と五十四年（1788・1789）に王天叙・天礼兄弟が、嘉慶十二年（1807）に劉三謨が挙人に合格しているが、潭洲からは道光十九年（1839）に孔繼貞が初めて挙人に合格するまで挙人は一人も出ていない——ことを指摘するに止めておきたい。

(ii) 西海十八沙

西海十八沙は東海十六沙の西側にあり、その北端に大欖・小欖がある。西は新会県、南は隆都と境を接している。東海十六沙については、『紀実』や龍廷槐の記述などによって、沙名・全体の面積・警備の実態などがある程度つかめるが、西海十八沙に関しては文献にほとんど記載がない。『農業志』が小欖鎮の老人からの聞き取り調査に基づいて18の沙名を列挙しており、これを民国『統志』巻一、図の〈欖鎮図〉と重ねてみると、北部の大欖・小欖・海洲・曹歩・古鎮などの村・鎮を除く大欖都の大部分が西海十八沙で占められている。同じく『農業志』に付す〈珠江三角州成沙範圍示意図〉でみると、面積は西海十八沙のほうがやや小さいようにみえる。しかし陸地化したのは西海十八沙のほうが東海十六沙よりも早く、沙田開発の歴史は香山県内では最も古い。

明初（1368～）、香山県には広州右衛・広州後衛・広海衛3衛に属する計9の千戸所と香山守禦千戸所が置かれ各千戸所の下に総計約500頃の屯田が設けられたが、このうち広州後衛の左・右・中・前・後の5千戸所と広海衛の右・中・前の3千戸所に属する計400頃余が小欖・大欖・古鎮に、広州右衛前千戸所の屯田約45頃が大黃圃に設けられていた。即ち、香山県の屯田の大部分は大欖都に設けられ、屯田兵が初期の西海十八沙開発の重要な担い手となった。¹⁸ これらの屯田は清代にもひきつがれたが、雍正三年（1725）に衛所が廃止され、衛所に付設されていた屯田はすべて州県の管理に帰すこととなった。さらに咸豊六年（1856）から同治年間（1862～1874）にかけて、屯田は民間に払い下げられ、私有地となったが、その際、屯田の原佃戸に買受の優先権が認められた。かれら屯田の佃戸は富裕な地主層であったから、この屯田払い下げは、大地主・有力宗族の大土地所有を一層推進することとなった。¹⁹

III 宗族と郷紳

(1) 概況

まず、県内全域に宗族および郷紳がどのように分布していたかをみておきたい。民国『統志』巻三、輿地、氏族は、県内全域の計450余の宗族について、始祖または始遷祖の前住地・移住後の経過世代数・族人数などを記載している。表5はこれに基づいて作成したものである。

民国『統志』の刊行は民国12年（1923）になっているが、記述中に「本朝」「国朝」の語がみられることから、調査は清末に始められたのであろう。県内全域にわたってはいるが、全宗族を網羅したものではない。族譜が残っているのにここに記載されていない族もある。大欖都の宗族数181に対して県城（仁厚坊）の23は少なすぎ、特に清代に入ってから移住者がほとんどないのは不自然である。後に検討するが、大欖都は清末においても地域社会の指導層が都内の

諸事情をよく把握しており、調査が行き届いた結果ではあるまいか。そのほか全体についていえることであるが、始祖名と始遷祖名とが混在しており、経過世代数も移住後の世代数なのか、始祖から数えた世代数なのか不明確なものがある。移住時期についても、「宋末」「洪武初」「嘉靖間」等と明記しているものもあるが、おおくは世代数を記しているのみである。そこで、移住時期を記していない族については世代数から移住時期を換算して示した。換算方法は、一代約22～23年として——「歴四百年世伝十八代」と記している族がある——清末1900年から逆算した。たとえば、移住後20世代を経た族は約450年前、即ち1450年頃、25世代を経た族は約550年前、即ち1350年頃移住してきたと推定されるから、移住後20～25世代を経た族は、移住時期を明前期と推定した。世代数と移住時期とを併記している族のなかには、例えば、「始遷祖文達明正徳戊寅年、由香山城北門外劉屋巷遷居上涌……現歴十三代」（恭常都上涌村の劉姓。正徳戊寅年は1518年）など、この換算方法では経過世代数と移住時期がかなりずれるケースがあるが、その場合は原則として明記された移住時期のほうを採用した。ただ、たとえば次のようなケースもある。小欖の李姓は宋末に珠璣巷から遷居し、23代を経た、としている。『李氏族譜』によれば、11世李孫宸が万暦四十一年（1613）に進士に合格しており、清末まで12世代約290年を経ているから1世代24年となり、上記の換算方式がほぼあてはまることを確認し得る。この換算方式によると李孫宸から10代前の始遷祖は約240年前、即ち明初の頃移住してきた計算になる。このように族譜などに基づいて、より確かな移住時期を推定し得る場合は補正を加えた。

表5 各都への時代別移住宗族数

坊都	宋元	明		清			不明	合計
		前期	後期	初期	中期	後期		
仁厚坊	3	8	3	2	0	0	7	23
良字都	3	2	4	2	0	1	1	13
隆 都	8	12	13	1	2	0	6	42
得能都	2	2	3	0	0	0	2	9
四字都	7	10	11	2	1	0	4	35
大字都	1	1	0	0	1	0	1	4
谷字都	4	7	7	8	5	0	3	34
恭常都	6	7	8	1	3	1	1	27
黄梁都	1	6	8	6	15	0	10	46
大欖都	6	19	43	35	51	24	3	181
黄旗都	1	8	13	2	13	0	3	40
総 計	42	82	113	59	91	26	41	454

この表から、宋・元時代以来の定住者が比較的多いのは隆都・四字都・恭常都・大欖都で、県城（仁厚坊）は少ないこと（前述のとおり県城はそもそも総数が少なすぎる）、清中期＝乾隆・嘉慶期（1736～1820）に移住してきた宗族が際立って多いのは、大欖都・黄梁都・黄旗都であることがわかる。これら新参の宗族のいくつかは「乾隆間業商於小欖因家焉」、「嘉慶間来邑貿易遂家焉」などと記されており、先に「墟市」の項で見たように、道光期（1821～1849）以降、県城・大欖都・黄梁都・黄旗都で墟市が急増している現象とあわせ、その多くが商業に従事していたであろうと推測できる。なお、県城（仁厚坊）にも墟市が増加していることから、商業人口の増加が予想されるにもかかわらず、清中期以降の移住者が0になっているのは、おそらく調査もれであろう。

表6 科挙合格者数分布

		明	順治 ～雍正	乾隆 ～嘉慶	道光 ～同治	光緒	計
仁厚坊	進士	4	0	0	1	2	7
	挙人	28	12	6	25	44	115
	武進士	2	1	0	5	1	9
	武挙人	5	4	2	32	3	46
良字都	進士	0	0	0	5	1	6
	挙人	4	2	7	6	3	22
	武進士	0	0	0	0	4	4
	武挙人	0	1	0	4	5	10
隆都	進士	0	0	3	0	0	3
	挙人	7	5	11	5	8	36
	武進士	0	0	1	3	5	9
	武挙人	0	2	5	7	6	20
得能都	進士	1	0	1	0	0	2
	挙人	0	1	7	2	1	11
	武進士	0	0	0	0	2	2
	武挙人	0	0	0	3	3	6
四字都	進士	0	0	0	0	0	0
	挙人	4	0	1	3	3	11
	武進士	0	0	0	1	1	2
	武挙人	0	0	0	0	0	0
大字都	進士	0	0	0	0	0	0
	挙人	2	0	1	0	5	8
	武進士	0	0	0	1	1	2
	武挙人	0	0	0	1	0	1
谷字都	進士	0	0	0	0	0	0
	挙人	3	0	5	2	7	17
	武進士	0	0	0	1	1	2
	武挙人	0	0	0	1	0	1
恭常都	進士	0	0	1	2	2	5
	挙人	2	5	8	7	25	47
	武進士	0	0	1	0	0	1
	武挙人	0	0	1	3	0	4
黄梁都	進士	2	1	0	1	1	5
	挙人	3	3	7	6	2	21
	武進士	0	0	0	1	5	6
	武挙人	1	0	2	3	9	15
大攬都	進士	6	1	1	7	4	19
	挙人	24	8	41	43	18	134
	武進士	1	0	8	14	8	31
	武挙人	2	8	41	53	21	125
黄旗都	進士	1	0	0	1	2	4
	挙人	6	3	4	3	5	21
	武進士	0	0	0	0	0	0
	武挙人	0	3	2	6	1	12

道光『県志』巻四、選挙表・光緒『県志』巻十一、選挙表・民国『続志』巻九、選挙表、によって作成。

つぎに科挙合格者の県内分布と変遷を示したのが表6である。明清両代を通じての総計で見ると、進士・挙人・武進士・武挙人のすべてにおいて大欖都が県城（仁厚坊）をしのいで県内最多である。ただし、清初までは県城と大欖都はほぼ互角であった——明代と清初順治～雍正期（1644～1735）の挙人数合計は、県城40，大欖都32だが、進士は大欖都が3名多い——。しかし、大欖都では乾隆～同治期（1736～1874）に挙人と武挙人が急増し県城をしのぐことになった。県城でも少し遅れて道光～光緒期（1821～1908）に挙人が急増，武挙人も増加しているが、トータルでは大欖都が県城をうわまわり，全県進士の37%，挙人の30%，武進士の46%，武挙人の52%を大欖都がしめている。大欖都と県城に大きく水をあけられて挙人の数では恭常都が3位に，武進士の数では隆都が県城と並んで2位である。恭常都でも光緒期（1875～1908）に挙人が急増している。大欖都・県城・恭常都の3ブロックを除く地域は，科挙合格者の数という点では，明清両代を通じて大きな変化を認めることはできない。

（待続）

註

- ① 香山県を主たる対象とした研究として，(1)清末香山県の図甲制(里甲制)を分析し広東省全体の中に位置付けた片山剛「清末広東省珠江デルタにおける図甲制の諸矛盾とその改革(順徳県・香山県)——税糧・戸籍・同族——」『中国近代史研究』第4集，1984，(2)香山県全体を移住民社会の秩序形成の視点から考察した蔡志祥「華南地域社会論——定住権を中心として」『周縁からの歴史』(アジアから考える〔3〕)，東京大学出版会，1994，(3)小欖鎮の社会組織と菊花会を考察した田仲一成『中国郷村祭祀研究』第三篇第四章「香山県小欖鎮菊花会建醮祭祀」，東京大学出版会，1989，及び(4)蕭鳳霞「文化活動与区域社会经济的发展——关于小欖菊花会的考察」叶显恩主编『清代社会经济研究』，中华书局，1992，などがある。
 - ② 全15巻。編著者・編纂時期共に記載がないが，記事の内容から，編纂時期は民国初と推定される。中国科学院図書館所蔵の孤本を1988年に中山市地方志編纂委員会辦公室が複印，校点を付して刊行したものがあつた。
 - ③ 以上の叙述は主として，佛山地区革命委员会《珠江三角洲农业志》编写组『珠江三角洲农业志(初稿)』(以下『農業志』と略記)(1)「珠江三角洲形成发育和开发史」，1976，に拠つた。
 - ④ 各時期の県志及び《中山市历代行政区划》編輯组『中山市历代行政区划』中山市地方志編纂委員会辦公室，1992，による。各時期の『県志』「都里」のなかでは道光『県志』が最も行き届いており——光緒『県志』は道光『県志』をほぼそのまま再録している——，本稿が考察の中心においているのは道光～同治期(19世紀中葉)でもあるので，以下，道光『県志』の都名を用いることとする。『中山市历代行政区划』は，道光七年に仁厚坊と良字都，四字都と大字都がそれぞれ合併し，仁良都と四大都に，谷字都は谷都に，大欖都は欖都に改まったとしている。道光『県志』巻一，輿地上，図説の絵図のタイトルに従つたものと思われるが，絵図のタイトルは“仁良兩都合図”“四大兩都合図”などとなつており，“都里”「選挙表」では仁都，良都，四字都，大字都などと分けているので，表の如くした。
- 大欖都所属の村について。古鎮は，嘉靖『県志』・康熙『県志』ともに黄旗都所属，乾隆『県志』は大欖都所属とし，道光『県志』は康熙『廣東通志』と康熙『県志』に従つて黄旗都にいらつている。海洲・曹歩は，乾隆『県志』で初めて登場する村で，大欖都所属になつている。李邏通『曹古海沿革与今日風貌』(『中山文史』第26輯)，1993，によると，古鎮・海洲一帯は立県以来清初まで黄旗都所属であつたが，雍正三年に大欖巡檢司(香山司)が大欖・小欖・古鎮・海洲一帯の政務

を管轄することになり、乾隆初年に古鎮・海洲は大欖都所属となった。道光初年には大欖・黄旗両都に分属し(海洲・曹歩は大欖都に、古鎮は黄旗都に所属)、光緒年間に正式に古鎮・海洲・曹歩3郷(村)の呼称が生まれ、3村とも大欖都(欖鎮)所属になった、という。つまり、この3村がある一帯は、清初まで黄旗都に属していたが、雍正年間以降、実質的に大欖・小欖と一体化し、大欖都の一部を構成するようになったと考えられるので、大欖都に含めた。大欖と小欖の関係について、民国14年刊『大欖梁氏族譜』『香山県欖都考古紀要』によれば、大欖都の西南部を大欖、東北部を小欖と呼び、初期には大欖が中心であったが、その後地形が変化してしだいに小欖に移住者が集中するようになり、小欖が大欖都の中心になったという。

- ⑤ 註①の片山論文。
- ⑥ 順徳県は明景泰三年(1452)、南海県の東涌・馬寧・西淋の3都と新会県の北部を割いて立県した。
- ⑦ 川勝守『中国封建国家の支配構造』、東京大学出版会、1980、220～222頁。
- ⑧ 澳門については、アヘン戦争以前は、黄啓臣『澳門歴史』、以後は、鄧開頌『澳門歴史』、共に、澳門歴史學會、1995、参照。
- ⑨ 叶显恩・譚棟华「明清珠江三角洲农业商业化与圩市的发展」『明清广东社会经济研究』、广东人民出版社、1987、及び林和生「明清時代、広東の墟と市——伝統的市場の形態と機能に関する一考察——」『史林』第63巻第1号、1980、参照。
- ⑩ 乾隆『県志』は墟市の項を立てていないので、巻一、坊都に列举されている街村名のうち～墟、～市とあるものをぬき出した。
- ⑪ 芙蓉沙は25頃あったが、うち10頃は欖山書院(乾隆十四年、小欖義学を改建して欖山書院と改名)に、5頃は育嬰堂に振り分けられた。
- ⑫ 崇禎『東莞県志』巻一、地輿志、風俗に、「工習以地、如某村人皆縫衣、某村人皆冶鉄之類」、康熙『新会県志』巻五、地理志、風俗に、「東北多商鮮農、貧者則習工技勤於治生、故其民饒、其俗文而巧」、万曆『順徳県志』巻一、地理志第一、風俗に、「木石之工遍隣郡、会城居肆皆邑人也」とある。
なお、史料中の「貧者佃富人之田……以別於田主」の部分については、佃戸は田主を使頭と呼んでいたが、その後佃戸の首を使頭と呼んで田主と区別した、というのであるから、この「佃戸之首」は『広東新語』巻二、地語、にある「沙頭」=総佃をさしていると解される。拙稿「清代珠江下流域の沙田について」『東洋学報』第63巻、第1、2号、1981、参照。
- ⑬ 「果基魚塘」「桑基魚塘」については、『農業志』(1)～(4)参照。
- ⑭ 拙稿「珠江三角洲の地域社会と宗族・郷紳——南海県九江郷のばあい——」『北陸大学紀要』第14号、1990。
- ⑮ 鈴木智夫「清末民初における民族資本の展開過程——広東の生糸業について——」『中国近代化の社会構造』、東京教育大学アジア史研究会、1960。
- ⑯ 以下の東海十六沙についての記述に関しては、佐々木正哉「順徳県郷紳と東海十六沙」『近代中国研究』第3集、1959、譚棟华『清代珠江三角洲の沙田』、广东人民出版社、1993、同「郷族地主對珠江三角洲地區的控制與護沙的原委」『廣東歷史問題論文集』、稻禾出版社、1993、及び拙稿「順徳団練総局の成立」『東洋文化研究所紀要』第105冊、昭和63年、参照。
- ⑰ 道光『県志』巻三、経政、田賦。
- ⑱ 嘉靖『県志』巻三、政事志、屯田。高华載・梁淮海主編『小欖鎮初志』、1986、は、小欖に設けられた千戸所のひとつ劉晨所の、咸豊十年抄写の記録に基づいて、明初、広州後衛・広海後衛・新寧衛3衛所属の計18の千戸所があったとして、18所の所名・40余名の「主管人」の名・屯田の土名と税数などについて詳細な一覧表を作成、掲載している。それによると、18所の内分けは広州後衛11・広海衛5・新寧衛2となり、屯田の税数は、計約430頃となっている。

- ⑱ 道光『県志』卷三，経政，田賦によると，上記約500頃のほかに，清遠衛新会千戸所の屯田34頃余と南海衛新寧千戸所の屯田63頃が香山県に帰属している。屯田の民間への払い下げについては註⑱の拙稿参照。